

青森県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則

平成14年5月31日

青森県公安委員会規則第7号

改正 平成18年5月公安委員会規則第14号 令和元年6月公安委員会規則第1号
令和元年11月公安委員会規則第8号

青森県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則をここに公布する。

青森県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律(平成13年法律第57号。以下「運転代行業法」という。)の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 安全運転管理者 運転代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法(昭和35年法律第105号)第74条の3第1項に規定する安全運転管理者をいう。
- (2) 副安全運転管理者 運転代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用される道路交通法第74条の3第4項に規定する副安全運転管理者をいう。
- (3) 安全運転管理者等 安全運転管理者及び副安全運転管理者をいう。

(申請書の添付書類)

第3条 国家公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成14年国家公安委員会規則第11号。以下「国家公安委員会規則」という。)第4条第1号ロに掲げる書面は、自動車の運転の管理に関する経歴を証明するもの及び現に自動車の運転免許を受けている者にあつては、自動車安全運転センター法(昭和50年法律第57号)第29条第1項第4号に規定する書面で、安全運転管理者の証明に関する事項を記載したものとする。

2 国家公安委員会規則第4条第2号ロに掲げる書面は、自動車の運転の管理に関する経歴を証明するもの及び現に自動車の運転免許を受けている者にあつては、自動車安全運転センター法(昭和50年法律第57号)第29条第1項第4号に規定する書面で、副安全運転管理者の証明に関する事項を記載したものとする。

(安全運転管理者証等の交付)

第4条 公安委員会は、運転代行業法第5条第1項に規定する申請書を受理した場合において、当該申請書に係る安全運転管理者等が自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律の施行に伴う道路交通法施行規則の規定の読替えに関する内閣府令(平成14年内閣府令第35号)により読み替えて適用される道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第9条の9第1項又は第2項に規定する要件を備えているときは、安全運転管理者証(別記様式第1号)又は副安全運転管理者証(別記様式第2号)を交付するものとする。

(青森県道路交通規則の規定の読替え適用)

第5条 運転代行業法第2条第2号に規定する自動車運転代行業者についての青森県道路交通規則(平成10年9月青森県公安委員会規則第7号)の次の表の上欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第19条	法第74条の3第6項	運転代行業法第19条第1項の規定により読み替えて適用される法第74条の3第6項
	解任命令書(別記様式第13号)	解任命令書(青森県公安委員会関係自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行規則(平成14年5月青森県公安委員会規則第7号。以下「青森県公安委員会規則」という。)別記様式第3号)

第20条第1項	施行規則第9条の9第1項 又は第2項	読替えに関する内閣府令により読み替えて 適用される施行規則第9条の9第1項又は 第2項
第20条第2項	教習修了証明書（別記様式第 15号）又は安全運転管理資格 認定書（別記様式第16号）	教習修了証明書（青森県公安委員会規則別記 様式第4号）又は安全運転管理資格認定書 （青森県公安委員会規則別記様式第5号）
第21条第2項	第18条の安全運転管理者証 又は副安全運転管理者証	青森県公安委員会規則第4条の安全運転管 理者証又は副安全運転管理者証

附 則

この規則は、平成14年6月1日から施行する。

附 則（平成18年公安委員会規則第14号）

この規則は、平成18年6月1日から施行する。

附 則（令和元年公安委員会規則第1号）

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則（令和元年公安委員会規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

別記様式省略